第９章　路上喫煙防止事業

１　概　説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成１７年５月１日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行した。

この条例は、道路や公園などの公共の場所での喫煙を自粛する努力義務を定めており、特に必要と認められる地区を路上喫煙禁止地区に指定することを規定している。

また、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙化を念頭に、令和３年６月に「川口市路上分煙基本計画」を策定した。

現在は、市内全駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、各駅に１箇所以上の指定喫煙所を設置している。なお、禁止地区内においては、巡回パトロール及び散乱した吸い殻等の清掃を行っている。

２　路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備考
平成17年12月　1日	ＪＲ川口駅周辺、ＪＲ西川口駅周辺	
平成18年11月　1日	ＪＲ川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業完了に伴い拡大
平成19年10月　1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして指定
平成22年 7月 16日	川口西公園	公園内でのたばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
平成24年 7月　1日	ＪＲ・ＳＲ東川口駅周辺	駅周辺の乗降客数の増加に伴い、たばこの煙による健康被害、火傷、火災を防止するため指定
令和 3年10月　1日	ＳＲ川口元郷駅周辺、ＳＲ南鳩ヶ谷駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 4年10月　1日	ＳＲ鳩ヶ谷駅周辺、ＳＲ新井宿駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月　4日	ＳＲ戸塚安行駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月　4日	ＪＲ西川口駅周辺の指定地区を拡大	川口市路上分煙基本計画の要件による

◎路上喫煙禁止地区の範囲

３　路上喫煙防止啓発活動

事業名称	内　　容
駅頭キャンペーン	ＪＲ川口駅（11/4）、ＪＲ西川口駅(11/5）、ＪＲ・ＳＲ東川口駅(11/6）、ＪＲ蕨駅東口の川口市域（11/7）において、路上喫煙禁止地区啓発駅頭キャンペーンを実施した。 なお、ＳＲ川口元郷駅、ＳＲ南鳩ヶ谷駅、ＳＲ鳩ヶ谷駅、ＳＲ新井宿駅、ＳＲ戸塚安行駅においては各駅の構内にてポスター掲示を行った。
巡回パトロール	路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行い、路上喫煙者への指導等を実施した。
啓発用の横断幕、路面シール、看板および柱面シールの設置	啓発用の横断幕、路面シール及び看板を路上喫煙禁止地区内に設置した。